	海上運送法第十八条第一項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第十六条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第十六条第二項各号に掲げる書類
	海上運送法第十八条第二項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第十七条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第十七条第二項各号に掲げる書類
	海上運送法第十八条第四項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第十九条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第十九条第二項各号に掲げる書類
法第十三条第二項	鉄道事業法第七条第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第七条第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第七条第二項に規定する書類及び図面
	鉄道事業法第七条第三項の規定による届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第八条第二項各号に掲げる事項	
	鉄道事業法第二十六条第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十九条第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第三十九条第二項各号に掲げる書類
	鉄道事業法第二十六条第二項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第四十条第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第四十条第二項各号に掲げる書類
	鉄道事業法第二十七条第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第四十一条第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第四十一条第二項各号に掲げる書類
	鉄道事業法第二十八条第一項又は第二十八条の二第六項の規定による届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第四十二条第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第四十二条第二項各号に掲げる書類
法第十三条第三項後段	鉄道事業法第十八条の規定による届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十六条第一項各号に掲げる事項	鉄道事業法施行規則第三十六条第二項各号に掲げる事項
法第十四条第二項	軌道法第十六条第一項の許可（軌道の譲渡に係る部分に限る。）に係る部分		軌道法施行規則第二十五条第一項各号に掲げる書類
	軌道法第二十二条の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十六条に規定する事項	軌道法施行規則第二十六条各号に掲げる書類
	軌道法第二十二条ノ二の許可に係る部分	軌道法施行規則第二十八条第一項及び第二項に規定する事項	軌道法施行規則第二十八条第二項に規定する書類
	軌道法第二十六条において準用する鉄道事業法第二十七条第一項の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十七条第一項各号に掲げる事項	軌道法施行規則第二十七条第二項に規定する書類
法第十五条第二項	自動車ターミナル法第十条の規定による届出に係る部分	自動車ターミナル法施行規則第三条各号に掲げる事項	
	自動車ターミナル法第十一条第一項の許可に係る部分	自動車ターミナル法施行規則第四条第一項各号に掲げる事項	自動車ターミナル法施行規則第四条第二項各号に掲げる書類
	自動車ターミナル法第十一条第三項の規定による届出に係る部分	自動車ターミナル法施行規則第五条第二項各号に掲げる事項	
	自動車ターミナル法第十二条第一項の認可に係る部分	自動車ターミナル法施行規則第六条第一項各号に掲げる事項	自動車ターミナル法施行規則第六条第二項各号に掲げる書類
	自動車ターミナル法第十二条第二項の認可に係る部分	自動車ターミナル法施行規則第七条第一項各号に掲げる事項	自動車ターミナル法施行規則第七条第二項各号に掲げる書類
	自動車ターミナル法第十二条第五項の規定による届出に係る部分	自動車ターミナル法施行規則第八条各号に掲げる事項	
	自動車ターミナル法第十三条の規定による届出に係る部分	自動車ターミナル法施行規則第九条各号に掲げる書類	
法第十六条第二項	倉庫業法第七条第一項の変更登録に係る部分	倉庫業法施行規則第四条第一項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第四条第二項各号に掲げる書類
	倉庫業法第七条第三項の規定による届出に係る部分	倉庫業法施行規則第四条の二第二項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第四条の二第三項各号に掲げる書類
	倉庫業法第十七条第三項の規定による届出に係る部分	倉庫業法施行規則第十三条第一項各号又は第十四条第一項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第十三条第二項各号又は第十四条第二項各号に掲げる書類
	倉庫業法第十八条第一項の認可に係る部分	倉庫業法施行規則第十五条第一項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第十五条第二項各号に掲げる書類
	倉庫業法第十九条第一項の規定による届出に係る部分	倉庫業法施行規則第十七条第一項各号に掲げる事項	倉庫業法施行規則第十七条第二項に規定する書類
	倉庫業法第二十条第一項の規定による届出に係る部分	倉庫業法施行規則第十九条第一項各号に掲げる事項	

附　則

この省令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。